

## 「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」実施要領

### 1. 趣旨

飼料用米については、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）で生産拡大が位置付けられており、生産性の向上とともに飼料用米の特徴を活かした畜産物の高付加価値化を図ることが求められている。

飼料用米を給与した畜産物のブランド力強化とともに、飼料用米の定着化を推進するため、「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」を開催し、耕種農家と畜産農家の連携により、飼料米を活用した畜産物の高付加価値化の取組を実践している先進的かつ他の模範となる畜産事業者等を表彰し、その取組・成果を広く普及する。

### 2. 事業主体

本事業は、一般社団法人日本養豚協会により行う。また、農林水産省、全国農業協同組合中央会、公益社団法人中央畜産会が後援することとする。

### 3. 事務局

事務局は、一般社団法人日本養豚協会に置くこととする。

### 4. 対象地域

全都道府県を対象とする。

### 5. 表彰

「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」とする。

### 6. 応募資格

次の要件を全て満たす畜産事業者等であること

- (1) 国産の飼料用米を活用した畜産物等の商品として、**従来品とは異なる商品名で販売**されていること。
- (2) 国産の飼料用米を活用した畜産物に給与される飼料総数量（年間）に占める国産の飼料用米の割合が、**採卵鶏5%、ブロイラー5%、養豚5%、乳牛3%、肉牛等その他1%以上**であり、かつ**年間の飼料用米使用実績が1トン以上**であること。
- (3) 原則として**過去3年以内に本コンテストにおいて表彰（審査員特別賞は除く）**されていないこと。

### 7. 応募及び必要書類の提出

- (1) 応募を希望する畜産事業者等は、令和2年10月31日までに参加申込書（別記様式1）を飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト事務局（以下「事務局」という）へ提出する。
- (2) 事務局は、応募のあった畜産事業者等の参加申込書類を取りまとめ、応募資格を満たしているものなどの内容確認等を行い、審査委員会資料を作成する。

### 8. 審査

#### (1) 審査委員会

飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストの審査を実施するため、事務局が委嘱した畜産関係及び学識経験者等をもって構成する審査委員会を設置する。

#### (2) 審査項目

本審査委員会の審査は、次に定める事項等について、国産の飼料用米を活用した畜産物等を付加価値のあるブランド商品として販売に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となりうるものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

##### ① 販路の確保

ア 国産の飼料用米を活用した畜産物等について、予め販売先が確立され、取引に必要な量が出

荷されるなど、安定的な供給体制の構築に取り組んでいること。

イ さらに実需者と連携し、プライベートブランド（PB）商品等により差別化した販売が行われていること。

② 耕畜連携の取組

ア 飼料用米農家から畜産農家に対し、国産の飼料用米が継続かつ安定的に供給されていること。

イ 耕畜連携による効率的な供給体制の下、地域で飼料用米のほか、稲わらや堆肥等の循環利用が行われていること。

③ 付加価値の向上

国産の飼料用米を活用した畜産物の販売額が増加していること。

(3) 審査方法

査委員会は、応募のあった出品調査書に記載された内容等に基づいて、8の(2)の審査項目に係る書面審査を行うとともに、審査委員及び事務局による現地調査を行い、総合的に判断して、受賞者を決定するものとする。

9. 褒賞の区分

褒賞の区分は次のとおりとする。

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・公益社団法人中央畜産会会長賞
- ・審査員が特に認めた場合は、審査員特別賞を設けることができる。

10. 表彰

- (1) 応募のあった畜産事業者等のうち、審査委員会で審査し、特に優秀と認められた畜産事業者等に対し、農林水産大臣賞を授与する。
- (2) 応募のあった畜産事業者等のうち、審査委員会で審査し、優秀と認められた畜産事業者等に対し、政策統括官賞、全国農業協同組合中央会会長賞、公益社団法人中央畜産会会長賞のいずれかを授与する。
- (3) 応募のあった畜産事業者等のうち、審査委員会で審査し、審査員が特に認めた場合は、審査員特別賞を授与する。

11. 日程

- |             |  |
|-------------|--|
| ・令和2年7月15日  | 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストの公表<br>(同時に実施要領の公表) |
| ・7月22日      | 応募開始                                     |
| ・10月31日     | 応募締切                                     |
| ・11月下旬      | 内容確認等                                    |
| ・11月下旬      | 第1回審査委員会の実施                              |
| ・12月～令和3年1月 | 審査委員等の現地調査                               |
| ・令和3年1月下旬   | 第2回審査委員会の実施                              |
| ・3月26日      | 表彰式                                      |